

【大規模な行為以外の行為】

大規模な行為以外の行為における建築物の景観形成基準

大規模な行為以外の行為[建築物]

		景観形成基準	景観区域				景観軸												
			西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道									
建築物の形態意匠	眺望	建物配置	・アゼリア通りに面する部分では、原則 1m以上セットバックすることとする。																
	意匠	壁面	・華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。																
			・建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		・建築物の壁面を道路境界線からセットバックする場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する。															○		
		・河川沿いや対岸等からの見え方に配慮して、河川に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川の緑と連担した敷地内の緑化等により景観に配慮された場合は、この限りでない。														○			
		・道路側への圧迫感を軽減するため、アゼリア通りに面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から1.5m以上後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。														○			
		・道路側への圧迫感を軽減するため、旧街道に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。															○		
	屋根	・西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。							○	○	○		○	○	○	○			
		・太陽光発電設備を設置する場合のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。							○	○	○		○	○	○	○			
		・高さ10mを超える建築物については、原則両流れの勾配(3/10から5/10までの勾配)屋根(原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上)とする。															○		
・原則両流れの勾配(3/10から5/10までの勾配)屋根(原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上)とする。															○				
			・高さ10mを超える建築物については、道路に面する1、2階の外壁に軒庇(原則として軒の出は60cm以上)を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。														○		
			・高さ10mを超える建築物については、道路に面する1、2階の外壁に軒庇(原則として軒の出は60cm以上)を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。														○		



景観形成基準		景観区域				景観軸																					
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道																		
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。 	○	○				○	○																			
	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。 					○																					
	<ul style="list-style-type: none"> 旧街道に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、歴史的なまちなみとの調和を図る。 								○																		
建築物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。 	○	○	○	○	○	○	○	○																		
屋根以外	<p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR系</td> <td>4～9</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4～9</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・YR・Y系以外</td> <td>4～9</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度を定めない。</p> <p>ただし、全面に黒を使うことは避け、明度4程度の暗い灰色とする、あるいは黒と他の色を組み合わせるなど、圧迫感を軽減するよう配慮する。</p>	使用する色相	明度	彩度	R・YR系	4～9	5以下	Y系	4～9	4以下	R・YR・Y系以外	4～9	2以下	○	○	○	○	○	○	○	○						
使用する色相	明度	彩度																									
R・YR系	4～9	5以下																									
Y系	4～9	4以下																									
R・YR・Y系以外	4～9	2以下																									
屋根	<p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y系</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・YR・Y系以外</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度5.5以下とする。</p> <p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y系</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・YR・Y系以外</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度を定めない。</p>	使用する色相	明度	彩度	R・YR・Y系	4以下	4以下	R・YR・Y系以外	4以下	2以下	使用する色相	明度	彩度	R・YR・Y系	4以下	4以下	R・YR・Y系以外	4以下	2以下	○	○	○		○	○	○	○
使用する色相	明度	彩度																									
R・YR・Y系	4以下	4以下																									
R・YR・Y系以外	4以下	2以下																									
使用する色相	明度	彩度																									
R・YR・Y系	4以下	4以下																									
R・YR・Y系以外	4以下	2以下																									

大規模な行為以外の行為[建築物]

	景観形成基準	景観区域				景観軸			
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 外壁、屋根に使用する材料は、光沢の少ないものとする。 	○	○	○	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用空地から見える範囲は、旧街道の伝統意匠を意識した素材及び材料を使用するように努める。 								○
敷地内の緑	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積×1/400 本以上の中高木（高さ 1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。 植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。 	○	○	○	○	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> アゼリア通りに面した部分には、別途定めるテーマに沿った樹種による緑地帯を設けるよう努める。 						○		